

地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）交付規程を次のとおり制定する。

令和 8 年 7 月 27 日

ハマカルアートプロジェクト 2026 事務局

「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」

交付規程

（通則）

「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする民間事業者等（以下「間接補助事業者」という。）に対する補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）、「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」交付要綱（2024.03.14 財福第 2 号。以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めるところによる。

（交付の目的）

第 1 条 本補助金は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示等の対象となった福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下「12 市町村」という。）を中心とした福島県において、芸術家によるアート制作・リサーチ等の活動、及び映像・芸術文化系の学生による制作実習活動を行う事業（以下「補助対象事業」という。）によって地域内外の人の交流の場の創出と交流・関係人口の創出を推進することを目的として、間接補助事業者に対して交付する。

（交付の対象及び補助率）

第 2 条 間接補助事業者が補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付事業者である株式会社 Wasshoi Lab（以下「事務局」という。）によって補助金交付の対象と認められる経費（以下「補助対象経費」という。）を、補助対象経費の区分、補助率及び上限額の範囲内で交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、補助金の交付対象としない。

2 補助率は以下のとおりとする。

補助額： 100 万円～1,000 万円

補助率： 4/5

※1 事業効果が十分であると判断される場合は、補助額が 100 万円を下回る事業であっても採択される場合があります。

3 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

(補助対象事業の実施期間)

第3条 補助対象事業の実施期間は、原則として、事務局が第7条第1項の規定に基づく交付決定を行った日から令和9年2月15日までとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第1による補助金交付申請書に事務局が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、事務局に提出しなければならない。

2 交付申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 交付申請者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく補助対象事業の事故の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条第1項又は第2項の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第21条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（事務局が別に定めるものをいう。）により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 事務局は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第10条第1項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令及び同条第3項の規定に基づく納付命令（第18条第3項及び第19条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第19条第1項の規定に基づく取消し又は変更、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第20条第4項の規定に基づく納付命令（第21条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は第21条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第7条 事務局は、第4条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。

2 第4条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 事務局は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 交付申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に事務局に書面をもって申し出なければならない。

(間接補助事業の経理等)

第9条 第7条第1項の規定に基づく交付決定を受けた間接補助事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。

2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更、又は条件を付することができる。

(契約等)

- 第11条 間接補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付す、又は随意契約によることができる
- 2 間接補助事業者は、補助対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければならない。
- 3 間接補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助対象事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助対象事業の運営上、当該事業者でなければ補助対象事業の遂行が困難又は不適当である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助対象事業の一部を第三者に請負わせ、若しくは委託し、又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第12条 間接補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 事務局が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- (1) 事務局は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 事務局は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 間接補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 間接補助事業者は、補助対象事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式第5による状況報告書を事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 間接補助事業者は、補助対象事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、令和9年2月26日又は間接補助事業の終了日から起算して30日以内のいずれか早い日まで様式第6による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

2 補助対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を事務局に提出しなければならない。

3 間接補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。

4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知する。

2 事務局は、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第 17 条 補助金は前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 7 による精算（概算）払請求書を事務局に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第 18 条 間接補助事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 8 により速やかに事務局に報告しなければならない。
- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 第 16 条第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第 19 条 事務局は、第 10 条第 1 項第 3 号の補助対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 間接補助事業者が、法令、本規程に基づく事務局の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 間接補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 間接補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 16 条第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20条 間接補助事業者は、補助対象経費（補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第9による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に様式第10による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき事務局が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定める期間とする。
- 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第11による申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第22条 間接補助事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

- 2 間接補助事業者は、補助対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者、履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第23条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(指導監督等)

第24条 事務局は、間接補助事業者による補助対象事業の実施に関し、本規程に基づき指導監督を行う。

2 事務局は間接補助事業者に対し、補助対象事業の実施状況の報告を求めることができる。

3 事務局が必要と認めるときには、事務局及び経済産業省の職員が現地調査等を行うことができる。

（個人情報の保護）

第25条 間接補助事業者は、補助対象事業の実施に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

（その他）

第26条 事務局は本規程に定められた事項のほか、補助対象事業の円滑かつ適切な運用を行うために必要な事項を別に定めることができるものとする。

附則

この規程は、 年 月 日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

別表（第2条関係）

<補助対象経費>（※1）

区分	内容	
I. 人件費	人件費	・事業計画に位置付けた事業に従事する者の人件費のうち、当該事業を行うために必要となる工程に係る作業時間に対する人件費（※2、※3）
II. その他 経費	旅費	・本事業遂行のために居住地と12市町村を往復する交通費。および現地滞在における交通費、宿泊費
	会議費	・事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
	謝金	・事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、アート制作協力等に対する謝金等）
	原材料・備品費	・事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、アート制作に必要な経費
	借料および損料	・事業を行うために必要な機械器具のリース・レンタルに要する経費（レンタカー代等も含む）（旅費規程がある場合、レンタカー代は「旅費」として積算ください） ・滞在制作型における芸術家の滞在・アート制作拠点の家賃（ただし保証金・敷金・仲介手数料・光熱水費等は対象外）
	消耗品費	・事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
	印刷製本費	・事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
	運搬費	・運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
	補助員人件費	・事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
III. 委託・ 外注費	委託・外注費	・事業計画に位置付けた事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの（例：告知のためのウェブサイト運営にかかるサーバー費等）
		・間接補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託・外注するために必要な経費（ほかの経費項目に含まれるものを除く） 例） - システム構成

		- ウェブサイト構築 - 外部委託費（専門会社等への依頼等）
--	--	---

※1 補助対象経費の詳細については、採択後、間接補助事業者と調整するものとします。

※2 原則として、健保等級単価計算による算定とします。

※3 任意団体等で健保等級適用者がいない場合も、経済産業省〔等級単価一覧表 令和8年度適用〕記載の「健保等級適用者以外」単価計算を元に労務単価を計算してください。なお、「様式2_積算内訳書」の「健保等級単価算出」シート上で労務単価算出可能です。

※ 補助対象経費に占める外注・委託費の比率が 50%を超える場合は、その合理性を示す理由書を提出いただく必要がございます。

※ 判断に迷うことや不明点等があれば、事務局までご相談ください。

(様式第1)

番 号
年 月 日

株式会社 Wasshoi Lab

代表取締役 齊藤良太 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

「令和8年度地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」
交付申請書

「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」交付規程（以下「交付規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」交付要綱（20240314財福第2号。以下「交付要綱」という。）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助対象事業の目的及び内容
2. 補助対象事業の開始及び完了予定日
3. 補助対象事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助対象事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
7. 同上の金額の算出基礎

（注1）申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助対象事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助対象事業の効果
5. 補助対象事業に関して生ずる収入金に関する事項
6. 申請者の役員等名簿

（注2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記

すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

別添

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
セイサク ジン	制作 実施	S	30	03	04	M	株式会社制作	代表取締役社長
トウホク イチロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社制作	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社制作	取締役営業本部長

（注）

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正は T、昭和は S、平成は H、数字は2桁半角）、性別（半角で男性は M、女性は F）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(様式第2)

番 号
年 月 日

法人にあっては名称
及び代表者の氏名 宛て

株式会社 Wasshoi Lab
代表取締役 齊藤良太

「令和8年度地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」
交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって申請のありました、「令和8年度地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」については、「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」交付規程（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付け第 号で申請のありました「令和8年度地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載のとおりとします。
2. 補助対象事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助対象事業の内容が変更された場合における補助対象事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. (間接補助事業者名)は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、「地域経済政策推進事業費補助金(映像芸術文化支援事業)」交付要綱(以下「交付要綱」という。)及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. (間接補助事業者名)は、補助対象事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。
 - (1) 補助対象事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助対象事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等
8. (間接補助事業者名)は、本事業における展示会等の実施に当たり、海外の付加価値税について補助金の交付を受ける場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、原則、還付制度の利用について検討を行い、補助対象事業の完了後において付加価値税の還付を受けた場合には、別添様式により事務局に報告し、その指示に従わなければならない。

責任者：株式会社 Wasshoi Lab

代表取締役 齊藤 良太

担当者 山崎 萌衣

連絡先 contact★hamacul-project.com (メールアドレス)

※ 上記の「★」記号を「@」記号に置き換えて下さい。

(別添様式)

番 号
年 月 日

株式会社 Wasshoi Lab
代表取締役 齊藤良太 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

「令和 8 年度地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」
海外付加価値税還付報告書

「令和 8 年度地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」における海外付加価値税
について還付を受けましたので、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 補助金額（交付規程第 1 6 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3. 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 | 円 |

（注）別紙として積算の内訳等を添付すること。

(様式第3)

番 号
年 月 日

株式会社 Wasshoi Lab

代表取締役 齊藤良太 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

「令和8年度地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」
計画変更（等） 承認申請書

「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」交付規程第10条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助対象事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助対象事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第4)

番 号
年 月 日

株式会社 Wasshoi Lab

代表取締役 齊藤良太 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

「令和8年度地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」
事故報告書

「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」交付規程第13条の規定に基づき、
補助対象事業の事故について下記のとおり報告します。

記

- 1. 事故の原因及び内容
- 2. 事故に係る金額 円
- 3. 事故に対してとった措置
- 4. 補助対象事業の遂行及び完了の予定

(様式第5)

番 号
年 月 日

株式会社 Wasshoi Lab

代表取締役 齊藤良太 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

「令和8年度地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」
状況報告書

「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」交付規程第14条の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1. 補助対象事業の遂行状況
- 2. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第 6)

番 号
年 月 日

株式会社 Wasshoi Lab
代表取締役 齊藤良太 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

「令和 8 年度地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」
実績報告書

「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」交付規程第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助対象事業
- （1）補助対象事業の内容
- （2）重点的に実施した事項
- （3）補助対象事業の効果

2. 補助対象事業の収支決算

（1）収 入 (単位：円)

項目	金額
自己資金	
補助金充当額	
合計	

(2) 支 出

(イ) 総括表

(単位:円)

区分	補助対象事業に 要した経費		補助対象経費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用 後額	実績額	交付 決定額	流用後 交付決定額	実績額
合計									

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第20条第3項の規定に基づき、様式第10による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

(様式第7)

番 号
年 月 日

株式会社 Wasshoi Lab

代表取締役 齊藤良太 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

「令和8年度地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」
精算（概算）払請求書

「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」交付規程第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

1. 精算(概算)払請求金額(算用数字を使用すること。) 円
2. 請求金額の算出内訳(概算払の請求をするときに限る。)
3. 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(注)概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること

(様式第 8)

番 号
年 月 日

株式会社 Wasshoi Lab

代表取締役 齊藤良太 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

「令和 8 年度地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」交付規程第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付規程第 16 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第9)

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管 場所	補助率	備考
				円	円					

(注)

1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第21条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第 10)

取得財産等管理明細表（令和 年度）

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分期間期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

(注)

1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）第１３条第１号から３号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第２１条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付規程第２１条第２項に定める期間を記載すること。

(様式第 1 1)

番 号
年 月 日

株式会社 Wasshoi Lab

代表取締役 齊藤良太 殿

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

「令和 8 年度地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」
財産処分承認申請書

「地域経済政策推進事業費補助金（映像芸術文化支援事業）」交付規程第 2 1 条第 3 項の規定に
基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 処分の内容
 - ① 処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等
 - ② 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分子定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）
- 2. 処分理由